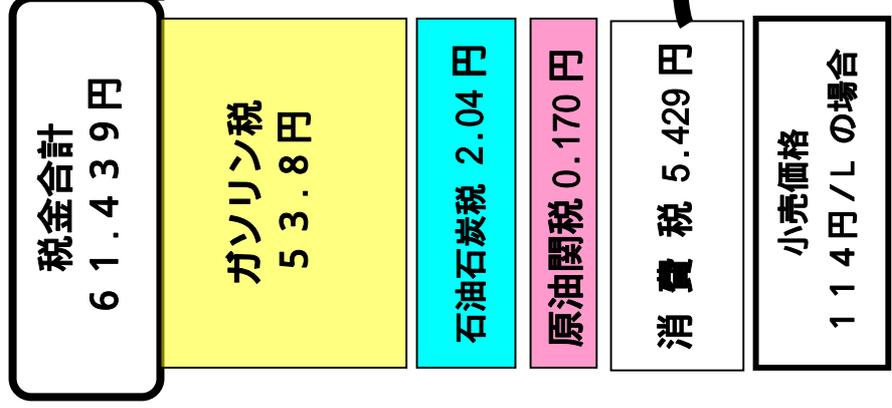


# ガソリン、軽油に課せられている石油諸税及び消費税

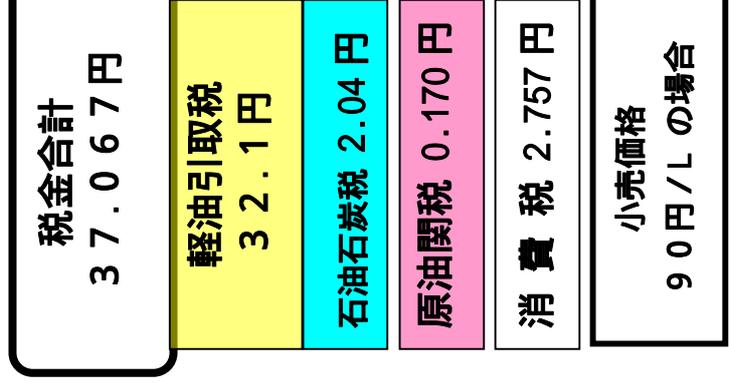
(1リットル当たり、平成16年8月現在)

\* ガソリン小売価格に占める税金割合:約54%  
\* 軽油小売価格に占める税金割合:約41%

## ガソリン

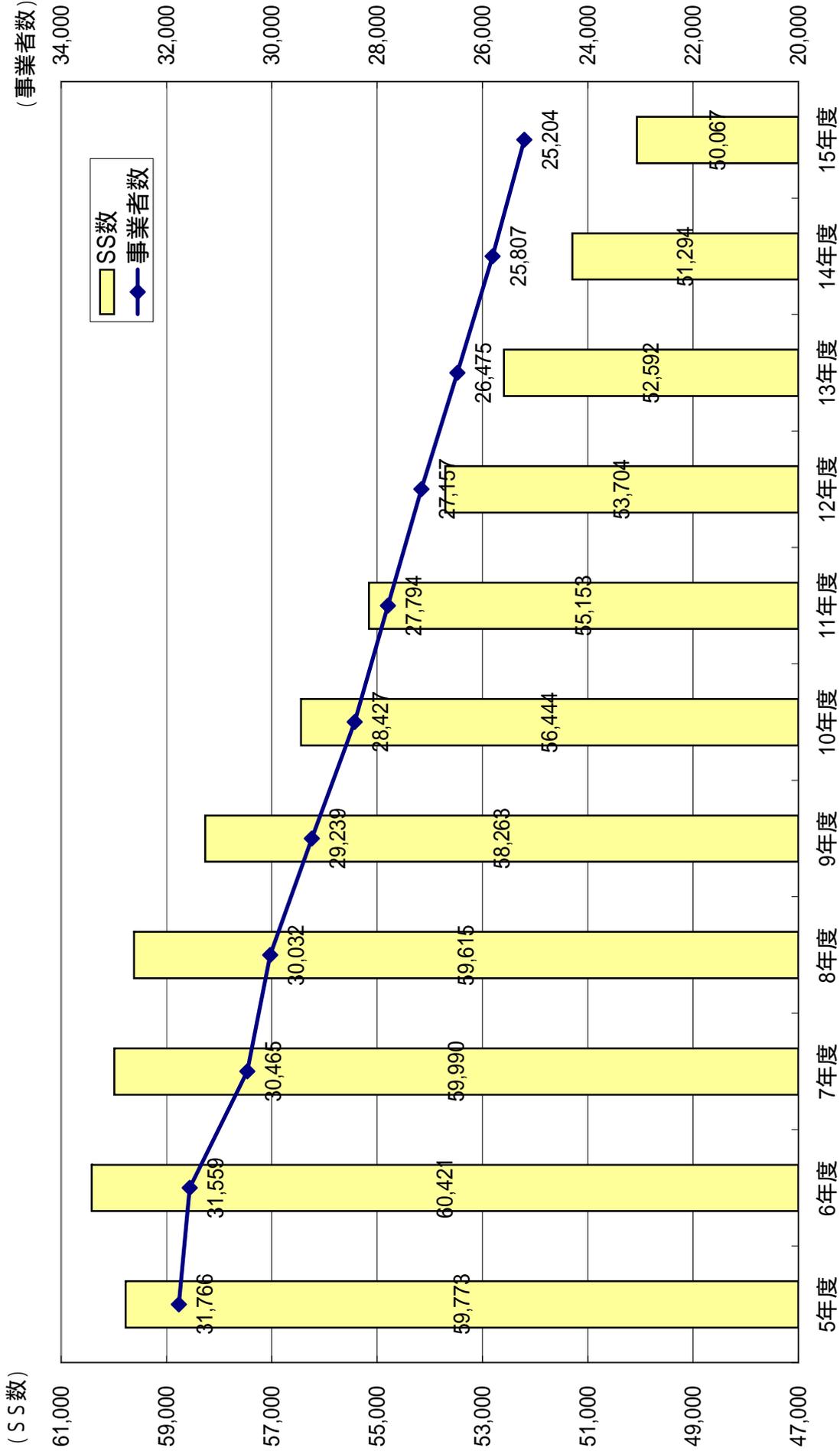


## 軽油



(注) 小売価格は石油情報センター・全国平均

# SS数と事業者数の推移



(単位:カ所、者)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
SS数	59,773	60,421	59,990	59,615	58,263	56,444	55,153	53,704	52,592	51,294	50,067
事業者数	31,766	31,559	30,465	30,032	29,239	28,427	27,794	27,157	26,475	25,807	25,204

(出所) 資源エネルギー庁石油流通課

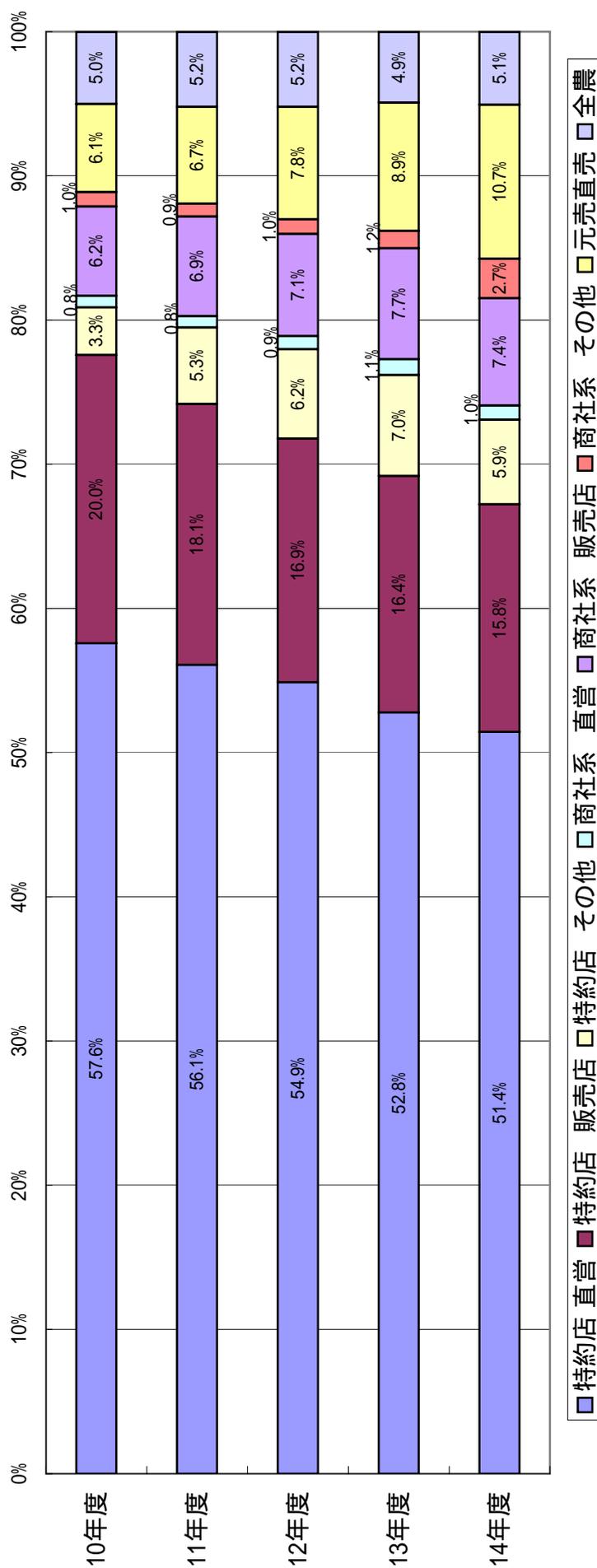
# ガソリンルート別販売比率

平成14年度末現在

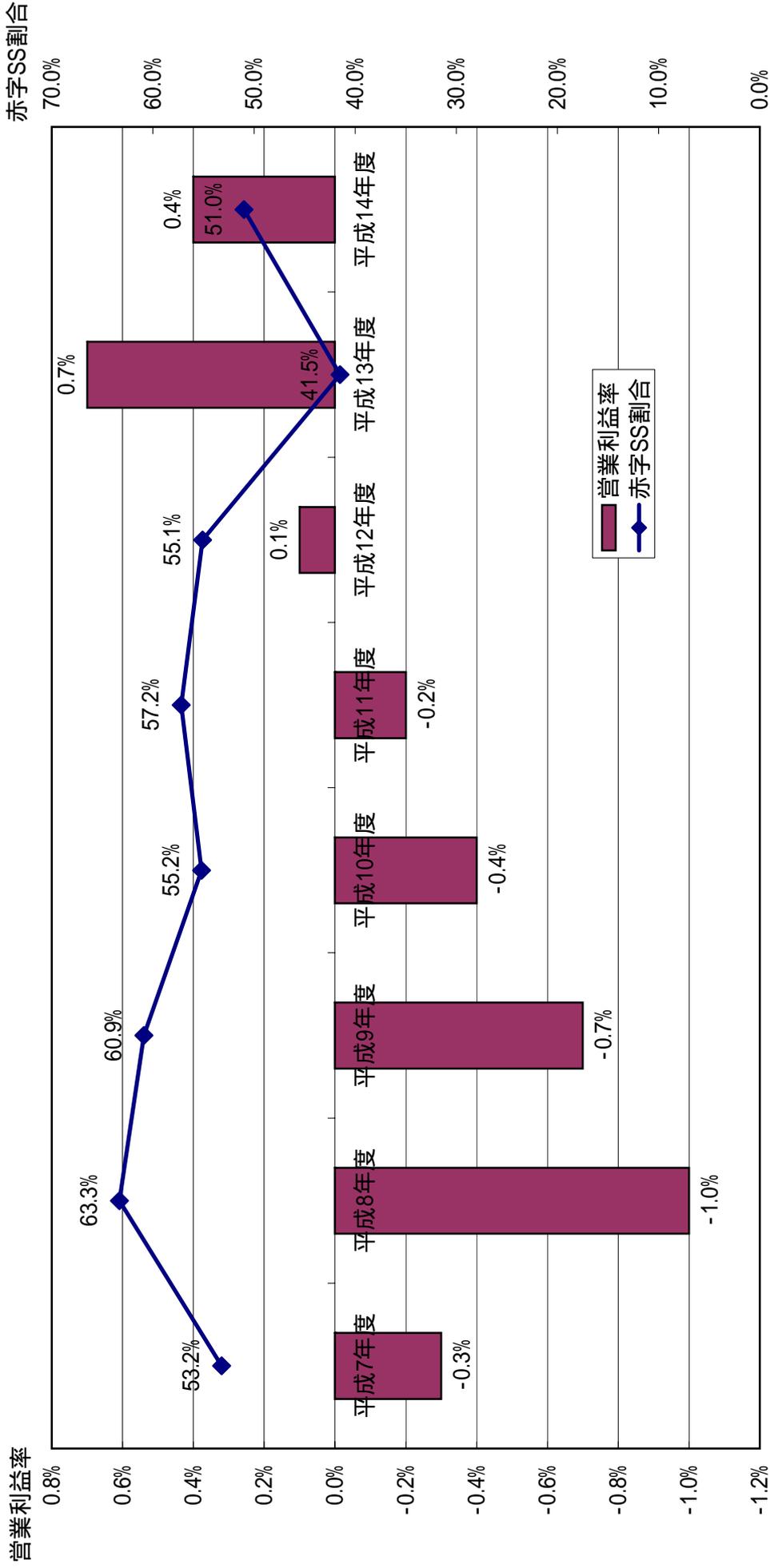
(単位:千KL)

	一般特約店			商社系特約店			元売直売	全農	合計
	直営	販売店	その他	直営	販売店	その他			
10年度	32,111	11,119	1,859	45,089	3,470	560	3,415	2,730	55,714
	57.6%	20.0%	3.3%	80.9%	6.2%	1.0%	6.1%	5.0%	100.0%
11年度	31,938	10,307	3,014	45,259	3,929	522	3,823	2,900	56,890
	56.1%	18.1%	5.3%	79.5%	6.9%	0.9%	6.7%	5.2%	100.0%
12年度	31,573	9,720	3,591	44,884	4,093	604	4,517	2,944	57,560
	54.9%	16.9%	6.2%	78.0%	7.1%	1.0%	7.8%	5.2%	100.0%
13年度	30,826	9,583	4,065	44,474	4,513	708	5,193	2,865	58,385
	52.8%	16.4%	7.0%	76.2%	7.7%	1.2%	8.9%	4.9%	100.0%
14年度	30,791	9,451	3,521	43,763	4,452	1,638	6,394	3,024	59,853
	51.4%	15.8%	5.9%	73.1%	7.4%	2.7%	10.7%	5.1%	100.0%

(出所) 資源エネルギー庁石油流通課 / 年度別ガソリン国内販売実績のうち自動車用分のみ



## 営業利益率と赤字SS割合の推移(中小企業)



(単位：千円)

年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
営業利益率	-0.3%	-1.0%	-0.7%	-0.4%	-0.2%	0.1%	0.7%	0.4%
赤字SS割合	53.2%	63.3%	60.9%	55.2%	57.2%	55.1%	41.5%	51.0%

(出所)石油製品販売業経営実態調査(全国石油協会)

都道府県別ガソリン販売価格とSS廃止率との関係

(参考資料5)

13年度

順位	市況高い		市況安い	廃止率低い	
	市況高い	廃止率高い		市況高い	廃止率高い
1	長崎	110	秋田	99.9%	
2	鹿児島	107	長崎	99.6%	
3	鳥根	106	福岡	99.3%	
4	高知	106	熊本	99.2%	
5	長野	106	神奈川	99.1%	
6	鳥取	106	鳥根	99.1%	
7	大分	106	岩手	99.1%	
8	岩手	103	鳥取	98.9%	
9	新潟	103	石川	98.8%	
10	東京	103	大分	98.8%	
11	兵庫	103	佐賀	98.7%	
12	兵庫	103	香川	98.7%	
13	福島	102	鹿児島	98.6%	
14	広島	102	山形	98.5%	
15	宮崎	102	宮崎	98.5%	
16	北海道	102	茨城	98.5%	
17	山口	102	長野	98.5%	
18	山口	102	宮城	98.3%	
19	京都	102	三重	98.2%	
20	静岡	101	愛媛	98.2%	
21	岡山	101	静岡	98.2%	
22	石川	101	奈良	97.9%	
23	愛媛	101	富山	98.0%	
24	青森	101	沖縄	98.1%	
25	徳島	101	山梨	98.0%	
26	岐阜	101	新潟	98.1%	
27	和歌山	101	静岡	98.2%	
28	佐賀	100	福岡	97.9%	
29	宮城	100	愛媛	97.9%	
30	三重	100	北海道	97.9%	
31	大阪	100	山口	97.7%	
32	山形	99	長野	97.7%	
33	熊本	99	徳島	97.5%	
34	福井	99	宮崎	97.5%	
35	神奈川	99	千葉	97.3%	
36	愛媛	99	滋賀	97.2%	
37	福岡	99	福井	97.2%	
38	奈良	99	高知	97.1%	
39	茨城	98	栃木	97.1%	
40	岩手	103	鳥取	98.9%	
41	大分	106	岩手	96.8%	
42	千葉	98	兵庫	96.8%	
43	富山	103	石川	98.8%	
44	岩手	103	鳥取	98.9%	
45	長野	98	岩手	99.1%	
46	群馬	98	山梨	99.1%	
47	滋賀	95	秋田	99.9%	
	全国平均	101		97.9%	

14年度

順位	市況高い		市況安い	廃止率高い		
	市況高い	廃止率低い		市況高い	廃止率高い	
1	長崎	107	滋賀	96	東京	95.7%
2	鹿児島	106	沖縄	96	滋賀	95.9%
3	鳥根	105	群馬	96	神奈川	96.1%
4	長野	105	埼玉	97	愛知	96.1%
5	鳥取	104	茨城	97	京都	96.2%
6	高知	102	栃木	97	静岡	96.4%
7	岩手	102	福岡	98	岡山	96.4%
8	東京	102	奈良	98	山口	96.5%
9	大分	102	千葉	98	大阪	96.5%
10	徳島	102	秋田	98	高知	96.5%
11	富山	102	愛媛	98	岐阜	96.6%
12	愛媛	101	岡山	98	沖縄	96.8%
13	新潟	101	青森	99	岩手	96.9%
14	福島	101	福井	99	福井	96.9%
15	石川	101	神奈川	99	奈良	97.1%
16	宮崎	101	香川	99	埼玉	97.1%
17	北海道	100	佐賀	99	熊本	97.2%
18	山梨	100	京都	99	広島	97.2%
19	宮城	100	大阪	99	徳島	97.3%
20	兵庫	100	三重	99	和歌山	97.3%
21	和歌山	100	岐阜	99	鳥根	97.3%
22	静岡	100	熊本	99	鳥取	97.3%
23	広島	100	山口	100	山形	97.4%
24	山口	100	山形	100	栃木	97.4%
25	熊本	99	静岡	100	福岡	97.7%
26	三重	99	鳥取	99	石川	97.7%
27	岐阜	99	和歌山	100	愛媛	98.0%
28	大阪	99	兵庫	100	宮城	98.0%
29	京都	99	宮城	100	富山	98.1%
30	神奈川	99	山梨	101	兵庫	98.2%
31	香川	99	石川	101	大分	98.2%
32	佐賀	99	宮崎	101	千葉	98.3%
33	福井	99	福岡	101	宮崎	98.3%
34	青森	99	新潟	101	鳥取	98.4%
35	岡山	98	愛媛	101	北海道	98.4%
36	愛知	98	富山	102	香川	98.5%
37	秋田	98	徳島	102	群馬	98.5%
38	千葉	98	大分	102	茨城	98.5%
39	奈良	98	岩手	102	福島	98.6%
40	奈良	98	東京	102	長野	98.6%
41	福岡	98	高知	102	佐賀	98.6%
42	栃木	97	鳥取	102	三重	98.8%
43	茨城	97	鳥取	104	三重	98.8%
44	埼玉	97	長野	105	新潟	98.9%
45	群馬	96	鳥根	105	秋田	98.9%
46	沖縄	96	鹿児島	106	青森	99.0%
47	滋賀	96	長崎	107	山梨	99.2%
	全国平均	100			97.5%	

15年度

順位	市況高い		市況安い	廃止率低い		
	市況高い	廃止率低い		市況高い	廃止率低い	
1	長崎	109	長崎	109	長野	99.2%
2	鹿児島	108	鹿児島	108	和歌山	99.2%
3	長野	106	長野	106	秋田	99.2%
4	鳥根	105	鳥根	105	福井	99.1%
5	東京	104	東京	104	岩手	99.1%
6	大分	104	大分	104	長崎	98.9%
7	北海道	103	北海道	103	鳥根	98.7%
8	宮崎	103	宮崎	103	福島	98.7%
9	愛媛	102	愛媛	102	徳島	98.7%
10	宮城	102	宮城	102	山口	98.7%
11	広島	102	山口	102	新潟	98.6%
12	岩手	102	鳥取	102	鳥取	98.6%
13	富山	102	宮崎	102	宮崎	98.6%
14	福島	102	三重	102	三重	98.6%
15	山梨	102	茨城	102	茨城	98.6%
16	香川	102	愛媛	102	愛媛	98.5%
17	鳥取	102	滋賀	102	滋賀	98.3%
18	静岡	101	沖縄	101	沖縄	98.3%
19	岐阜	101	青森	101	青森	98.3%
20	徳島	101	富山	101	富山	98.2%
21	新潟	101	千葉	101	千葉	98.1%
22	和歌山	101	群馬	101	群馬	98.1%
23	熊本	101	熊本	101	群馬	98.1%
24	岡山	101	奈良	101	奈良	98.0%
25	山口	101	愛知	101	愛知	97.9%
26	兵庫	101	山梨	101	山梨	97.9%
27	佐賀	101	岐阜	101	岐阜	97.8%
28	青森	101	鹿児島	101	鹿児島	97.7%
29	石川	101	宮城	101	宮城	97.7%
30	三重	100	埼玉	100	埼玉	97.6%
31	愛知	100	広島	100	広島	97.5%
32	神奈川	100	神奈川	100	神奈川	97.5%
33	大阪	100	大阪	100	兵庫	97.3%
34	福井	100	福井	100	大分	97.3%
35	千葉	100	千葉	100	東京	97.2%
36	奈良	100	奈良	100	北海道	97.2%
37	高知	100	高知	100	大阪	96.4%
38	山形	100	山形	100	静岡	96.3%
39	京都	100	京都	100	山形	96.3%
40	栃木	99	栃木	99	石川	96.2%
41	福岡	99	福岡	99	岡山	96.2%
42	沖縄	99	沖縄	99	香川	96.1%
43	埼玉	98	埼玉	98	高知	96.1%
44	茨城	98	茨城	98	福岡	95.8%
45	群馬	98	群馬	98	佐賀	95.5%
46	秋田	97	秋田	97	京都	95.2%
47	滋賀	97	滋賀	97	熊本	94.4%
	全国平均	101			97.6%	

(出所)ガソリン価格：石油情報センター調べを基に本会作成。SS廃止率：石油流通課調べの年度別SS数を基に本会作成。

## R ガソリン県別卸価格の推移（年度平均）

（参考資料6）

	13年度	14年度	15年度
北海道	88.9	89.6	90.1
青森	89.0	90.4	90.3
岩手	88.5	89.9	90.2
宮城	87.9	88.9	89.9
秋田	87.9	88.8	88.8
山形	88.2	89.5	89.9
福島	89.0	89.8	90.1
茨城	87.6	88.8	89.2
栃木	87.2	88.4	89.1
群馬	88.6	89.2	89.5
埼玉	87.5	88.9	89.5
千葉	87.3	88.9	89.5
東京	88.9	89.6	90.2
神奈川	87.9	88.1	89.0
新潟	89.5	90.2	90.4
長野	90.1	90.5	90.6
山梨	89.0	89.2	89.1
静岡	88.4	88.9	89.2
愛知	88.0	89.1	89.5
岐阜	88.4	89.1	90.0
三重	88.3	89.7	89.8
富山	88.1	88.9	89.7
石川	87.6	89.7	91.3
福井	88.5	89.5	90.0
滋賀	86.8	87.2	88.0
京都	88.7	88.7	88.9
奈良	87.7	89.0	89.3
大阪	88.5	89.1	89.4
兵庫	88.6	89.7	90.3
和歌山	88.8	90.4	90.4
鳥取	90.4	91.4	90.0
島根	90.2	91.0	91.5
岡山	89.2	90.1	90.5
広島	88.0	89.2	89.5
山口	89.0	88.9	89.4
徳島	88.3	89.7	90.1
香川	87.9	88.8	90.1
愛媛	88.0	89.5	90.1
高知	89.6	89.3	89.6
福岡	88.5	89.5	89.3
佐賀	87.6	88.7	89.1
長崎	89.6	90.8	91.5
熊本	87.6	88.6	89.5
大分	89.1	90.0	90.4
宮崎	88.1	88.7	89.7
鹿児島	88.9	89.3	90.3
沖縄	81.3	83.0	84.7
全国	88.5	89.4	89.8

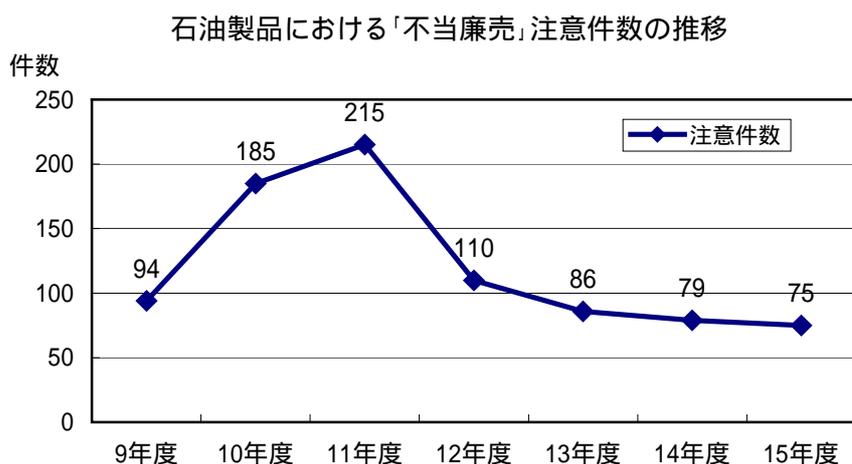
（出所）石油情報センター調べを基に本会作成（消費税抜き）

## 最近の石油製品販売業における不当廉売事例について(概要)

### 1. 注意件数の推移

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
石油製品	94	185	215	110	86	79	75
酒類	83	339	429	893	2,494	904	507
その他	40	75	28	41	44	24	71
合計	217	599	672	1,044	2,624	1,007	653

(出所)公正取引委員会



### 2. 警告事件

- ・平成 13 年 8 月 栃木県所在の石油販売業者(新日本エネルギー(株))が同県小山市内のSSにおいてガソリンを廉売し警告
- ・平成 14 年 3 月 青森県所在の石油販売業者(株柿本石油)が同県南津軽郡大鰐町のSSにおいてガソリンを廉売し警告
- ・平成 15 年 12 月 和歌山県所在の石油販売業者(有濱口石油及び株石橋石油)が同県有田郡SSにおいてガソリンを廉売し警告

以上

## 【ケース】和歌山県有田郡における不当廉売事案(警告事件)

廉売期間:平成 15 年 9 月 19 日から同年 11 月 20 日まで

関係人:H 石油及び I 石油

## 違反被疑行為の概要

- ・ H 石油は、R ガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して供給し、周辺事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
- ・ I 石油は、R ガソリンについて、不当に低い価格で供給し、周辺事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

## 周辺市況(当時)

H石油 81 円 I石油 83 円

A石油 89 円 B石油、C石油、D石油:86 円 E石油、F石油:92 円

G 石油 88 円

(参考)卸価格 89.3 円(和歌山地区 / 石油情報センター)

業転価格 83.73 円(全国平均 / RIM)

- ・ 周辺価格に比べて最大で 11 円もの価格差。
- ・ 卸価格比でも 6.3~8.3 円も低い価格で販売 (RIM 価格比で 0.73~2.73 円)

## 不当廉売により周辺SSは経営悪化。SS廃止が加速

## 営業利益の悪化

(単位:千円)

	13 年度	14 年度	差引
和歌山	5,252	- 1,780	- 7,032
奈良	- 3,732	- 1,050	+ 2,632
三重	- 5,502	- 2,086	+ 3,416
全国	10,524	9,025	- 1,499

- ・ 奈良、三重両県では赤字幅が減少し収益改善が進む。
- ・ 反面、和歌山県では黒字から赤字に転落し、収益が大幅に悪化。

(出所)石油製品販売業経営実態調査(石油協会)

## SS 数の減少

(単位:カ所)

	13 年度	14 年度	15 年度	15FY/13FY
和歌山	631	614	609	96.5%
奈良	475	461	452	95.1%
三重	1,007	995	981	97.4%
全国	52,592	51,294	50,067	95.2%

(出所)資源エネルギー庁

- ・ 各種資料を基に全石連作成

国道 246 号線・129 号線(厚木市、伊勢原市、秦野市)にみる SS 設置状況の変遷

(参考資料 9)

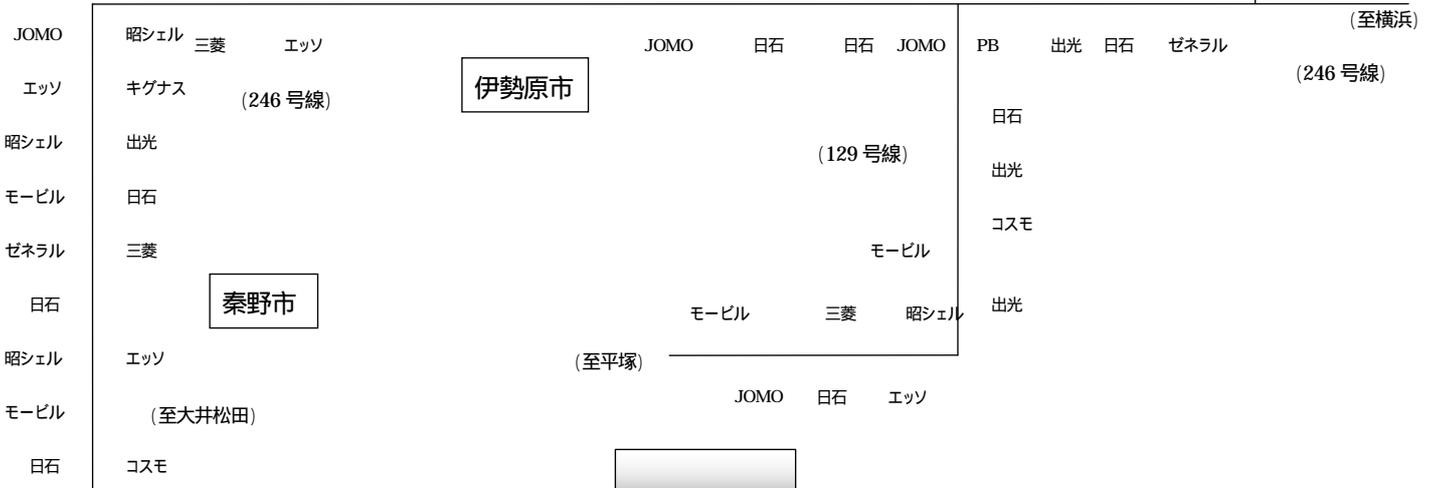
平成 5 (1993) 年当時の SS 設置状況

68ss

地元独立系	35ss (51%)
大手独立系	8ss (12%)
元売販売子会社	8ss (12%)
広域フリート等	15ss (22%)
農協	2ss (3%)
<b>SS 計</b>	<b>68ss</b>

厚木市

エッソ 出光 日石 日石 JOMO エッソ モービル 出光 日石 日石 キグナス 日石 エッソ 日石 昭シェル



平成 16 (2004) 年現在の SS 設置状況

45ss ( 23ss ) : 減少率 34%

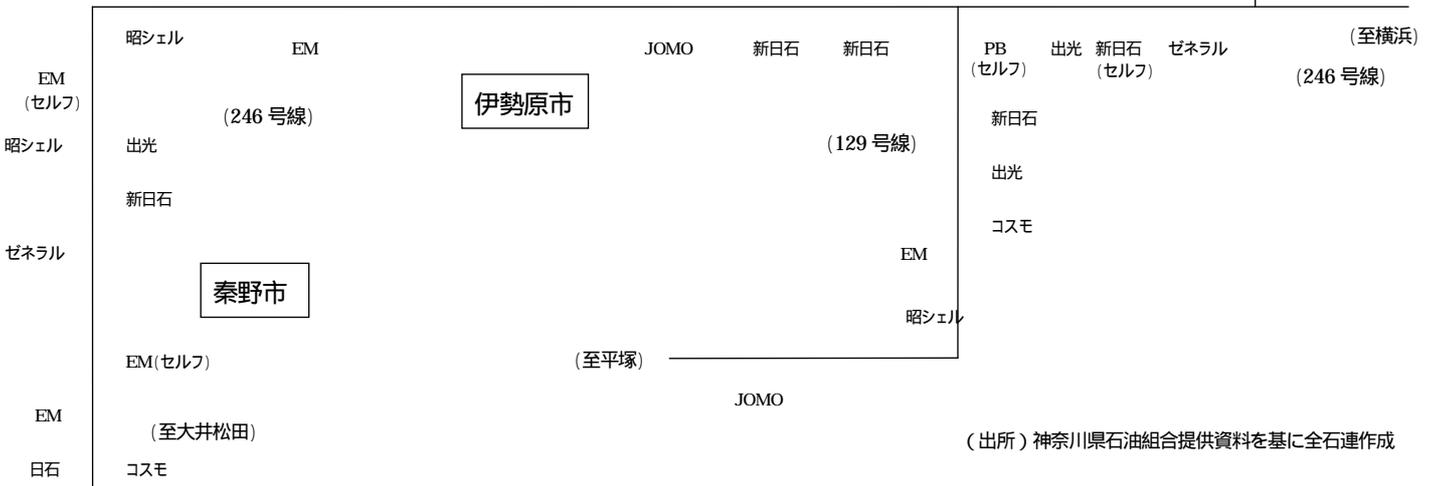
(2004 年 8 月末現在)

地元独立系	15ss (セルフ 4ss) (33%)	20ss
大手独立系	5ss (セルフ 2ss) (11%)	3ss
元売販売子会社	8ss (セルフ 5ss) (18%)	± 0
広域フリート等	15ss (セルフ - ) (33%)	± 0
農協	2ss (セルフ - ) (5%)	± 0
<b>SS 計</b>	<b>45ss</b>	<b>23ss</b>

印:閉鎖 SS

厚木市

新日石 新日石 JOMO EM 出光 (セルフ) 新日石 新日石 新日石 新日石 (セルフ) 昭シェル 出光



## 元売ヒアリング結果の概要

(抜粋)

平成 15 年 9 月 5 日

石油流通課

平成 15 年 7 月 8 日～16 日、元売 11 社(12 系列)を対象にヒアリングを実施。本ヒアリングは、毎年各社から、販売活動やSS展開の実態等について聴取するため行っているもの。

今回の調査では、従来からの調査項目に加え、販売子会社の位置づけなど元売りの販売戦略等について聴取した。

### (3)仕切価格差

地域的な仕切価格差については最大では全国で 7.9 円、同一県内で 7.1 円の格差が生じているが、ほとんどの元売において全国及び同一県内とも昨年度に比べ格差の幅は縮小している(昨年度の最大価格差に比し、全国で 13%、同一県内で 22%縮小)。

表 4 仕切価格差

	全 国		同一県内	
14年4月	最小4.9円	最大9.1円	最小4.6円	最大9.1円
15年4月	最小4.4円	最大7.9円	最小2.4円	最大7.1円

また、販売子会社に対する仕切は、ほとんどの元売が一般特約店に対する仕切価格体系と同一の体系を適用しているとしており、販売数量の違いから販売子会社向け仕切価格は一般特約店向け仕切価格より若干安いものの、大きな格差はみられなかった。

図 - 2 特約店と販売子会社の仕切価格差(分布図) 単位:円/㍉(特約店比)



他方、大手商社向けの平均仕切価格は一般販売店に対する平均仕切価格に比べかなり下回った水準となっている社も見られた。

元売り各社は系列内仕切価格差が生じる理由として、販売数量の相違による物流コストや販売管理費などコスト差等に基づくものであるとしているが、仕切価格の透明性向上に引き続き努めるとともに、販売数量など取引内容の相違を越えた仕切価格差は、差別対価等独占禁止法上の問題となりうることに厳に留意する必要がある。

## 通商産業省

平成11年5月10日

全国石油商業組合連合会

会長 関 正夫 殿

資源エネルギー庁石油部流通課長 松井 哲夫 

ガソリン等石油製品の販売における商標権に係る考え方について

- 1 ①給油所（SS）で販売されるガソリン等石油製品は、缶等で密封されて取り引きされる潤滑油等を除き、以下のように、
  - (1)バルク状で取引されることが一般的であり、商標を商品それ自体に付すことが出来ないため、商標は、給油所のサインポール等の設備に付されているのが一般的であること、
  - (2)元売り間で製品の品質・性能の差が少なく、元売り各社で製品のバーター取引が進展しており、元売りの生産余剰品等が系列外取引（いわゆる業転取引）として販売されることがあるなど、同一製品が複数のブランドの下で、あるいはノンブランドの商品として流通しているが、外見からは識別が困難なこと（具体的には、ある元売りA社の同一の油槽所から出荷される全く同一製品が、A社系の給油所でA社ブランドの商品として売られることもあれば、（バーター先たる）B社系の給油所でB社ブランドの商品として売られることや、商社系等の給油所でプライベートブランドの商品として売られることもある。）などの特徴があります。

②こうした石油製品の流通の特徴を踏まえ、元売り業者は販売業者（特約店又は販売店）との間で、商標を付した商品について他社製品との識別、品質の確保等のため、特約店契約又はこれに付随する商標使用許諾契約等により、給油所内では元売りが直接又は特定の特約店を経由して供給する商品のみを販売するよう定めている例が多くみられます。

③その際、元売りが商標権の行使の名の下に商標権の範囲を越えた運用を行う場合には、石油製品の流通の特徴にかんがみ、販売業者の取引先の選択の自由を過度に制約する可能性がないとは言えません。

2. ①石油流通における商標保護の考え方については、石油審議会石油部会石油流通問題小委員会取りまとめ（平成9年6月）で既に示されているところですが、最近、独占禁止法第19条の不公正な取引方法の禁止との関連もあって、全石連（全国石油商業組合連合会）から商標権に係る考え方について照会がありました。というのは、商標権の行使と認められる行為については、独占禁止法の適用除外とされている（同法第23条）ためです。

②このため、商標担当部局に問い合わせたところ、下記の販売業者の行為は、商標権の侵害に当たらない可能性が高い（なお、商標権の侵害に当たらない行為に対する元売りの行為は商標権の行使とは認められない）との回答がありました。

3. 上記とりまとめにもあるように、商標管理の単位等は当事者間において決定されるべき問題であります。また、双方合意の上で定められた契約の内容により律されるべきであります。契約内容を定めるにあたっては、あくまでも他法令を含め法的に適正なものとするとともに、消費者の利便性を第一に考えるべきであると考えます。

なお、給油所に掲げられたサインポール等を見て来店するケースが多いという消費者の行動にかんがみれば、下記②のように一部の計量器においてノンブランド商品等を販売する場合には、消費者の利便性を考慮して、来店する時点

でノンブランド商品等を販売している旨が認識できるようにすることが望ましいと考えます。

4. ついては、元売り各社を含め関係者に対し、この旨連絡いたします。

#### 記

ガソリン等石油製品について元売りA社と給油所販売業者甲が特約店契約（販売代理店契約等これに類するものを含む。）を締結し、同契約中（あるいは別途）A社の商標について使用許諾契約を締結している。この場合において、

#### 例えば

- ① A社がブランド商品として商社（あるいは特約店）乙に売り渡した商品の一部を、商社乙が、当該ブランド商品以外の商品と混合することなく、乙の正規取引ルートでない販売業者甲に販売した。

販売業者甲は、甲の正規取引ルートでない商社乙から買い入れたA社のブランド商品を、A社の商標で（A社の商標をサインポール等に掲げた給油所でA社の商品として）販売した場合、当該行為は、A社の商標権の侵害に当たらない可能性が高い。

注）この場合のブランド商品とは、A社又はA社からA社商標の使用について許諾を受けた者が、適法にA社商標を付して販売した商品。

なお、この場合A社と販売業者甲の間で、販売業者甲はA社から直接（又は特定の特約店を経由して）買い入れた商品のみをA社の商標をサインポール等に掲げた給油所で販売出来るとの特約店契約を締結しており、当該特約店契約上は違反と解されるとしても、それは個別契約の内容の問題である。

- ② 販売業者甲は、給油所のサインポール等にはA社の商標を掲げているが、商社（あるいは特約店）乙から購入したノンブランド商品について、一部の計量機について地下タンクとともに分け、当該商品がノンブランド商品等であることを明確に表示するなど、消費者に当該計量器から給油する商品がA社のブランド商品ではないことを明確に認識できるように表示して、すなわち、消費者がA社のブランド商品であると誤認・混同をしないようにして販売している場合には、当該販売行為はA社の商標権の侵害に当たらない可能性が高い。



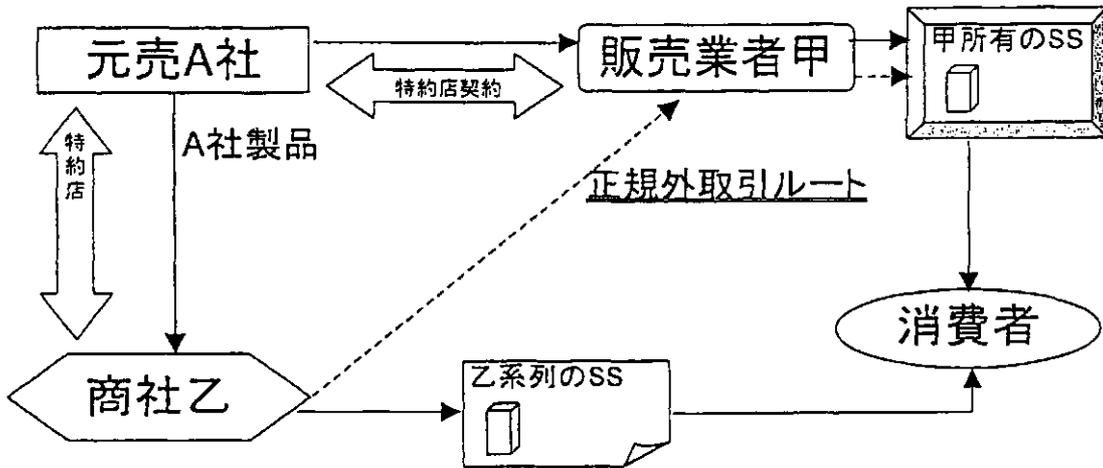
## 特約店契約

(A社の商標について使用許諾契約)

### <事例1>

#### A社と甲の特約店契約の条件:

甲はA社から直接(あるいは指定した特約店から)買い入れた商品のみをA社の商標を掲げた給油所(SS)で販売できる



### <事例2>

